

病状説明等の勤務時間内実施について

～ご協力のお願～

当院では、患者さまに安全で安心な医療を提供するため、病状や治療方針の説明をできるだけわかりやすく行うようにしております。この病状説明のための時間帯などについては、できる限り患者さまやご家族の皆さまのご意向に沿って実施してまいりました。

しかしながら、現在、医師をはじめとした医療従事者の長時間労働に伴う健康被害について、全国的な社会問題となっており、厚生労働省から医療従事者の長時間労働改善についての取り組みが求められております。

当院においても、医療の質や安全を確保しつつ、現行の医療体制を維持継続するため、医療従事者の負担軽減と労働時間の短縮に向けた取り組みの一つとして、今後、病状説明などについては下記により実施させていただくことといたしました。

患者さまやご家族の皆さまにおかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

病状説明・手術・処置の説明、相談対応（電話での問い合わせを含む）などは、原則として、平日の勤務時間内（8：30～17：15）に実施させていただきます。

なお、緊急の場合は、この限りではありません。